

千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会 議事録

1 日時

平成29年1月17日（火） 午後2時から午後5時まで

2 場所

千葉県教育会館本館6階608会議室

3 出席者

(1) 委員（総数6名中6名）

佐藤委員 村山委員 大屋委員 早坂委員 金子委員 三島委員

(2) 県

古屋障害福祉課長ほか

(3) 千葉県社会福祉事業団

相馬理事長、古川更生園施設長、渡辺養育園施設長、朝倉事務局長

4 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

① 報告事項

ア 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

② その他

(3) 閉会

5 議事における主な意見及び質疑応答

議事録署名人 村山委員、大屋委員

(1) 報告事項

ア 千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について

○参考資料1～3について説明

〈委員討議〉

（佐藤座長）

保護者会の意見で一つわからないのですが、一番最後にあがっていましたが、重度障害者の利用者の人権を切り捨てにする方向に向かっているように感じてならないというのは、もうちょっと何か具体的に発言があったのですか？

(事務局)

これは意見をそのまま掲載しています。

(佐藤座長)

何を仰りたいのかをもうちょっとお伺いしないと。

(事務局)

匿名でいただいているのでちょっと。

(佐藤座長)

そうですか、わかりました。

○資料1について説明

〈委員討議〉

(大屋委員)

良い施設になってほしいと思います、よろしくお願いします。今後これについて、県の方からさらに何らかのアドバイスをすることはあるのですか？

(事務局)

補助の対象でございますので、相談がありましたら適切に対応したいと思っております。

(大屋委員)

10ページ、11ページの内容をより膨らませてやっていただければ、改善すると思いますので。

(事務局)

指定の際にも確認したいという風には思います。

(早坂委員)

この図面から、強度行動障害をどこで受けるのかというのは、ちょっと危惧されるということと、もし医療的ケアの児童がいれば、医療的ケアの子どもってとても問題になるケースがあるので、その子どもたちを受けてくれるということであるとすると、やっぱり居室的なものとか、それから医療的ケアと強度行動障害の子どもとどうすみ分けていくのかとか、この図面からは何も見えてこないというのが一つと、これ全部個室にはなっていますが、一つの部屋が4.38帖くらいですかね、それで小さい子どもはこれで十分かなと思うんですけども、15歳とか16歳の男の子たちがこのスペースで、果たして個室だからと言って大丈夫なんだろうかというのは、逆に危惧するなという感じはあります。あと、中庭があるとして、この中庭にどういう風に出てどう遊べるのかというと、報告の方では別に敷地を設けて遊ぶという、これは平屋だとすると、2階建てにして遊ぶスペースを作れないかなと。単純に、子どもにとって遊ぶスペースはすごく重要で、特に雨天のときな

どは土日は本当に過ごし方に困ります。この近くに遊べる場所があると書いてありますけれども、これは職員の人員配置で連れていけないとか、そういうことって、往々にしてそれを理由にされて外に出られないということがあります。だから敷地をうまく使うとすれば中庭への出方とか、少くく雨が降っても中庭で遊べるとか、2階建てにして上に遊ぶスペースがあるとか、もう少し工夫ができたらいいな、せつかく作る施設ならという思いがあります。意見ですけど。

(佐藤座長)

よろしくお願ひします。

非常に基本的なことがわからないながら、一点だけ質問なんですけれども、この図面の中に行動改善室というのがあるのですが、これはどういう使い方をする部屋なのですか？

(事務局)

強行対応の施設の場合は、施設の基準として行動改善室を置かなければならないということがあります。たぶん不安定になった利用者さんの行動状況を観察するとか、そういった部屋になるかと思ひます。

(佐藤座長)

自分の個室があるんですね。それではだめだと？

(事務局)

個室で治まる方は個室の方でしばらく過ごしてもらおうというのがあるかもしれませんが、それ以外の部屋という形で、一応施設基準上配置することになっているということだ。

(佐藤座長)

これはここに入れて、外から鍵をかけるとかそういうことなんですか？そういうことは想定していないのかな？まあ、わかりました。基準上必要な部屋であると、そういうことですね。

(村山委員)

ここが児童の入所で必要ということのはわかるのですが、ここが入所だけの機能ではなく、例えば地域の児童の支援などで連携したことで、児童の短期入所などの対応というのは、地域の中での話し合いの場をこれからちゃんと作っていかないと、ここだけのものになってしまう。この方が地域、学校を利用したりするんでしょうけれども、このつながりを地域で作っていくこと、やはり開設までの1年の間に、という動きも必要ではないかと思ひます。

(事務局)

一応入所定員は20名ですが、併設で短期入所が4名おひります。

(村山委員)

4名を含めて1ユニットなのですか？

(事務局)

そうですね、8名かける3ユニットで24名ということです。

(村山委員)

するとこのユニットの中で受け入れるということで大丈夫ですよ？

(事務局)

大丈夫というか、そういう形のケアになっています。短期入所だけのユニットではなく、入所の児童と一緒に。

(村山委員)

という形の方が望ましいのですか？

(事務局)

望ましいというか、24人の施設というよりは、8名ごとのユニットが3つあるというような形になっています。

(村山委員)

短期入所のあり方とか、日々ここにいる方の生活の安定などとの関係で、どういう形が望ましいというのは、特に千葉県内ではそういう話し合いはされていないんですか？敢えて入所の中に内枠というイメージですか。

(佐藤座長)

余裕を持たせているということですか？

(事務局)

余裕というか、8名かける3ユニットで24名ということなので、定員20名の短期4名という形で。やはり児童なので20名の大規模な集団の中で暮らすよりは、8名くらいの中で。

(村山委員)

6名や7名のユニットで、別に4枠短期という形にしないということですよ。例えば大人のイメージだと、7名のグループホームに1枠のショートステイを、というのが、暮らしとして、ずっとそこで仲良くしている人たちにとって、いろんな人が出入りすることの影響などを考えて、ちょっと別にしたほうがいいんじゃないかとか、いろんな議論や検討の上、その法人が形を決めていくんですけれども、そういう意味で、そういう検討もされた中で短期の方の仲間として過ごすみたいなことですかね？

(事務局)

一応、24部屋ある内のどこが短期入所の部屋と決まっている訳ではないらしいので、実際に入ってきた利用者に応じてどのユニットに、という形にたぶんなるんだろうと。

(村山委員)

わかりましたけれども、その辺も運営の中で、きちんと計画をしていていただきたいなというように思っています。

(三島委員)

質問ですけど、これは地域のどういう場所にあるのでしょうか？例えば袖ヶ浦みたいな、まるっきり何も無い場所にポツンとたっているのか、この地図でいうと市役所の近くと書いてありますが、何かそういう周りにおうちがたっている中の？

(事務局)

一応周りには畑もありますし、住宅地もあれば工場も、みたいな形です。袖ヶ浦ほど、都会や都市から離れたという訳ではないです、駅から1.8kmなので。

(三島委員)

住宅地ほど密集したところではないと？

(事務局)

住宅地ほどではないですね。

(三島委員)

僕が懸念するのは、結局ここに住む人たちは、地域という話になってもなかなか地域とのコンタクトがしにくいロケーションとか、例えば地域の人が遊びに来ると言っても、なかなかこの、遊びに来る人がそもそもいないとかね、そんなところはどうですかね？

(事務局)

完全な山の中にたっていると、そういうことはないですね。

(三島委員)

わかりました。それは、バスで行くとか、歩いていくとか？

(事務局)

1.8kmなので歩けないことはないですが、一応バスも走ります。

(三島委員)

わかりました。そういう中でいろいろ社会経験を積めるということですね。

あと、地域からの反対とかはなかったんですか？

(事務局)

元々この法人自体が、この近辺でやっている形となるので。

(三島委員)

後は建物のお部屋なのですけれども、たぶん利用者は被虐待とかというタイプの人と、あと行動障害と、二つ大きく分かれると思うんですけれども、その部屋の設計などはみんな同じパターンなのか、多少は能力の高い子、被虐待系の人向けのレイアウトというか、あとは知的障害の重い方向けなど、そういうところはあまり区別はしていない？

(事務局)

基本的には児童の施設なので、大人の施設のように入ったらずっとという訳ではなくて、18歳になったら出るというパターンです。どういう子が入ってくるかわからないので、基本的には同じ造りにして入ってきた子によって改造するイメージでいるということでした。

(金子委員)

特に行動障害のある待機障害児を含むということなので、特化した形での入所型の施設ではないと思うのですが、職員配置についてですね、4ページですね、既存事業所から児童支援員(経験年数4年)、保育士(経験年数10年)、職業指導員(経験年数2年)計3名の職員の異動を予定していて、あとは大学、専門学校、リクナビ、ハローワークで募集を考えているということなのですが、県の強度行動障害の支援者養成研修等を終了したかというか、受講履歴は当然確認をされているところなんですかね？ちょっと体制的にも新規で始められる訳で、この3名の方が核になっていくというイメージかと思うんですが、そのあたりについてどのようにお考えでいらっしゃるのでしょうか？

(事務局)

この施設に強度行動障害の対象の方が入られることも想定されるので、一応強行については基礎研修と実践研修みたいな国の研修以外にも、県の方で30日間以上にわたるような支援者養成研修をやっているんで、来年度に、この新しい施設に配置される予定の職員にその研修を受けてくださいというような話を法人にはしているところです。

(金子委員)

時期的にこれから今年度開催されるような研修なのでしょうか？

(事務局)

来年度1年間で30日くらいで開催される研修を受けて、30年4月の開所に臨みます。

(佐藤座長)

すでに受けた人はいないということですね？

(事務局)

そうですね。今までは基本的に授産関係の法人だったので、そういう強行の研修はまだ受けていないので、来年度1年かけて受けます。

(金子委員)

そういう形になってしまうんですかね。この開所に合わせて同時進行で準備をするというか整えるというか、急ぎ整えるというイメージにどうしてもなってしまうと、安定的な支援ということであれば相当のバックアップをどこからか、優れたスーパーバイザーの方がいらっしゃれば受けながら対応していかないと、難しい部分も大いにあるのではないかなと思うんですね。なかなか県内で受け入れる施設がない中で、袖ヶ浦福祉センターさんの方で受け入れてきた経緯がある中で、新しくこういう地域に新規で建てられて、というのと、中身というか、本当に受け入れ体制であるとか、職員への今後の指導等ですね、きちっとやっつけていかないと福祉型障害児入所施設を別のところに作っただけになってしまうと、今回の件について意味をあまりなさないんじゃないかと、ちょっと心配になりました。

(三島委員)

これは周りに塀みたいなもので囲っている部分がありますよね？これは塀なんですか？要は何が言いたいかという、開放的とかの話ですけれども、塀で囲ってしまうとかなり外からも入りにくく、中からも籠りやすいという感じになります。ただまた外から入ってくるという話があるんですね？微妙な部分がありますね。これは塀を意味しているんですか？敷地の境界部分などは。

(事務局)

右側のところにフェンス面と書いてあるので、たぶんフェンスを付けるということだと思います。

(三島委員)

わかりました。

(佐藤座長)

よろしいですか。

今、皆さんからいろんな意見が出ましたけれども、なかなか選定の外部有識者の方たちの意見も厳しいものが出ている。まあ、あまり経験のない法人のようなので。ただ新規参入してくださった訳ですから、指導というか、県のサポートを今後も継続して、袖ヶ浦以外にもう一か所、障害者を受け入れるという場所が育つような、サポートをしていただければと思います。よろしくお願いします。

○資料2について説明

〈事業団追加説明〉

2、3点ほど追加で報告をさせていただきたいと思いますが、地域移行がなかなかうまく進まないというのが前々回からのご指摘をいただいたこととございます。児童施設につきましては、この3月、4月、5月で6、7名の子供たちが次の進路に向けて巣立っていきける状況にはあります。更生園につきましては、現在、29年度の建設事業を対象とした強度行動障害対応のグループホームに女性の方が1名、移行する予定となっております。またその他に、30年度の強行のグループホーム事業に関しましては、4、5名の受け皿が用意される見通しでございますので、これにつきましてはすでに関係するご家族等がその法人の見学等をしているところでございます。その他、相談支援事業所を介しまして、障害者支援施設等に移行する期間調整を図りつつあるのですが、なかなか相談支援事業所に動いていただけないところがございますので、現時点で、今後30年の3月末くらいでは、お手元の資料の中にもありましたが、75名からという数字のやや低めのところで推移をしていくのではないかと考えているところでございます。それからもう一点は、何よりも一番大事な、利用者に対する支援でございます。これにつきましては、施設長を中心としていろいろ取り組んでいるところでございまして、特に更生園の日中活動のメニューの乏しさ等につきましては、現在、プログラムの内容の見直しを図りつつあるというところでございます。その他、食事の件等ご指摘をいただいているところでございますけれども、これにつきましても来年度の食事の委託契約をこれから準備をします中で、職員が食事を摂れる状況を作っていきたいというところで、検討しております。その他、職人に対しましては情報の蚊帳の外に置かないというところを徹底したいということで、様々な、パソコンを通しましてですね、職員には鋭意、情報、起こっている出来事を伝えているところでございますので、できればそのような取り組みを重ねまして、次回の調査、評価につきましては、改善されていますねという評価を得られるように努力してまいりたいと、考えております。

〈委員討議〉

(大屋委員)

基本的にはやはり、評価の敷居がやや高いのは確かということですね。しかも去年よりも今年の方がより期待されているところが上がっているから、逆に点数が下がったということかと思うんですけども、例えば16ページの施設の運営状況に関してですね、これは改めて申し上げるまでもないですけども、利用料金だけで運営されているんだったらもう誰も何も言わない訳で、指定管理料というのは強度行動障害に対する県の中の主導的な立場に、支援全般的にもより人権に配慮した優れた支援ということが期待されている分が8億4千万円かと思うので、やはりそこはどうしても厳しくなるのは当然なんだろうと思うんですよね。それを実現されるのは本当に大変だろうと思いますけれど、そういう点ではどうしても厳しい評価をする分があると思います。

(三島委員)

僕の方はですね、取り敢えず20ページを開かせていただくことですね、特記事項という

のがあって、右側の21ページの方にある第三者評価におけるその他の意見と書かれていますね。要はですね、特記事項というのは、これは誰が評価したものなのか、これはみんな評価なんですよ？これはひょっとすると、進捗管理委員会の評価ということに読まれがちなんです、ここの部分に関しては県の方で基本的に作文というか、評価をしてもらって異論はありませんかという評価なんですよ、左の方の特記事項というのは。そういうプロセスで作成されている。右側の第三者評価におけるその他の意見というのは、これが実は進捗管理委員会の委員が行ったときに発言した内容だと思うんですね。だから右側はほとんど進捗管理委員会の見解だと思うんですよ。そういう意味で、モニタリングの概要というこの文書の主体が誰なのかというのが、私としては非常に疑問な部分があって、県の評価について、進捗管理委員会が補足的に意見を言うということであれば、こういうものでも良いのかと思うんですけども、これがもし進捗管理委員会の評価だということになってしまうと、ちょっとずれているかなという気がしますが、その辺はどうなんですか？この文書の性格についてです。

(事務局)

基本的にはこれは、県で指定管理者制度というのがあって、その指定管理が適切をやっている施設については県としてモニタリングをしているので、基本的には県の評価なんですけれども、ただですね、その評価の中でも第三者の評価を受けるというのがありまして、今回その第三者という形で進捗管理委員会の方々に見ていただいているということになります。

(三島委員)

そうするとこれは見直しか何かのときにですね、進捗管理委員会もこの機会を利用してチェックしていくという側面があったと思うんですけども、そういう理解で良いんですかね？ですからですね、ここの評価者、モニタリング担当者というのがありますね、これがまず見直し進捗管理委員会がまず先頭に立っている、ということは見直し進捗管理委員会が結局、積極的にかかわっていると順番的に見えると思うんですね、人数も多いし。ですからちょっとこの辺の性格をはっきりさせた方が良いのかなと。

(事務局)

基本的には指定管理者制度は袖ヶ浦福祉センターだけではなくて、いろんな施設があって、これはすべてに共通する様式です。

(三島委員)

ですからそうすると、これが今進捗管理委員会として、この袖ヶ浦福祉センターがですね、良好な状況にあるんですよという認識を示しているとは必ずしも言い切れないというか、そこをちょっと確認してもらいたいと思うんですね。例えば、僕の個人的な立場からするとですね、この第三者評価におけるその他の意見というのは括弧してですね、進捗管理委員とはっきり書いてもらいたいと思うんですよ。第三者というと、誰の意見なのかと思うんですけども、要は進捗管理委員がこう思ったという性格がやはり表れるという訳

ですね。それから後は、評価上はAという形で良くなっていると言われていますが、この右側にある進捗管理委員の意見というのは、毎回地域移行とデイケアの貧弱さ、意思決定支援という同じ項目がずっとつながっているんですよ。ずっとつながっているということは、僕は進捗管理委員会としては、他の方はどうか知りませんが、事件からもう何年も経っている訳なのにあまり改善していないなという評価になると思うんですけどね。そういう意味で、この文書の性格はもう少しはっきり出してもらいたいというのがあります。ですからここでなされた評価を根拠にですね、袖ヶ浦がとても良くなっているとは僕は言ってほしくないなと思います。

(佐藤座長)

二つの話題が一緒にありますので、私の方でもう一回言い直しますと、資料2の指定管理者モニタリングの文書は、これはあくまでも県が作っているという趣旨ですよ？それで県が作っているという文書の中に、第三者の意見として進捗管理委員会の意見を県がまとめているという、こういう理解でよろしいんですよ？従って過去において、進捗管理委員会として意見を述べたことは一度もないという、中身ではなくてですね、今三島委員が対応されたのかわからないというようなことを仰いましたけれども、そういうことを進捗管理委員会としてまとめたことは一度もないという、そういう理解でよろしい訳ですよ？だから検証委員会の最終報告等の関係で、どの程度、どのような進捗があったかということを進捗管理委員会としてまとめたものはこれまでのところないという、そういう理解でよろしいですね？まあ、そうなりますね、県としてまとめたものはあるけれども、進捗管理委員会としてまとめたものはないと。

(事務局)

進捗管理委員会ですとまとめたものというのは年度末に評価をいただいている、年度ごとの評価というのが基本であります。こちらは指定管理者制度に基づいて障害福祉課の方でまとめさせていただいているモニタリングの結果ということで、第三者の評価を入れている場合はそのご意見を入れるという形になっていて、基本的には県で書いているというものになります。

(佐藤座長)

年度末に何か出しているものはありましたっけ？

(事務局)

年度末に出しているのは検証委員会の報告書に基づく進捗状況の評価となります。

(佐藤座長)

進捗状況の評価ですね。あれは進捗管理委員会としてまとめている？

(事務局)

そうです。

(佐藤座長)

そして、今回のものは、これは県のモニタリングであるということですね？

(事務局)

はい、そうです。

(佐藤座長)

なので、今回のモニタリングの中の第三者評価のその他の意見というところについて、進捗管理委員会として何か別記したいのであればまた別に書くしかない、そういうことですね？

(事務局)

第三者評価におけるその他の意見というところがありますので、追加で付記したい事項があればそこに加えるような形になります。

(佐藤座長)

県がおまとめになるというところへ書き込んでいくのはなかなか難しいところがあるので、別記か何かで加えることになるのかなという気もしますが、そういう進捗管理委員会としてのまとめというものがもし可能であれば、というか必要であればやらなければならない、という話になるのかなと思います。だから文書の性格としては、これは県の文書なんですということなのですが、進捗管理委員会としてモニタリングの結果等について何か別途意見を言うというのであれば、そういう風にして用意をする、そういうことになるのかなと。

(三島委員)

要するにこれは県の方で指定管理として、適切なかどうかを評価したという文書の性格と、それから第三者評価の、進捗管理委員会の評価とが混在してしまったんですね。ですからそこをはっきりしないと、これは県の意見なのか、進捗管理委員会の評価なのか、非常にわかりにくいんですよ、そうするとこの文書はほとんど意味がなくなってしまう。むしろ県の評価はガツンとクリアにさせていく、第三者評価に関しては、もし他の人がいれば他の人に書いてもらってもいいじゃないですか、ただ進捗管理委員会がやってるからその機会を使ってやらせてもらっているということでもいいんですけども、ただ第三者評価を実施しただけではなくて、これは進捗管理委員の指摘ということで、項やフォーマットを改めて書いてもらえれば対外的にも非常にクリアになるかなと思います。進捗管理委員の方も、こんなに良いとは言っていない、現場もそうではないのという話があるんですね。そこをクリアするためには県がやっている評価の部分と、進捗管理委員会の評価というのは分離しなければならないと思います。そしてその違いをクリアすることで、新しい進歩があるのではないかなと思うんですね。

(佐藤座長)

今の三島委員のご指摘は非常に重要なので、見直し進捗管理委員会としての意見を取りまとめたものがもしできるのであれば、また検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

(大屋委員)

27年度と28年度前半の第三者評価におけるその他の意見というのが全く同じ文章なのですが、これは一緒に聞かれて一緒に答えたんですけど、18ページと21ページが、両年について同じようにお尋ねがあったから同じようになったということですか？

(事務局)

基本的に27年度の評価と28年度上半期の評価は一緒にやったような形となります。

(大屋委員)

そうですね、だから同じになっているんですよね？

(事務局)

という形です。

(村山委員)

ちょっと個人的な感想というか、評価の部分はSABCでそれぞれ委員が評価を出して、その平均点ということになっているんですよね？そのことと、その他の意見のところがどうもかみ合わないというような印象がありましてね、この第三者評価におけるその他の意見は私たちがいくつか感じたことをそれぞれ書いたということで、Aと書いてあるのに結構それについての改善事項が出ているというイメージがあって、その辺はこれを読んだときに、読んだ人はなんだろうと思うというか、その辺がちょっと統一性がないという。この評価の仕組み、作り方の齟齬があるというのが私の印象なので、それをこれからどうしていくかというのも、元々この形でやってきたので、やってほしいなということを思いました。私も前年度やったことと今回というところの、流れのところは自分の中で整理できていないまま、その場その場での、支援を見せていただいたり、職員さんのお話を聞いたり、個別支援計画を見たりという中で評価していくところが、非常につながりが難しいなと。もうちょっとモニタリングする事前に自分で準備をしなければならないんだらうなという感覚があったり、前やってきたものの自分が出した点数や評価の意見などもう一度見直した上で半年後のモニタリングをやらなければならないというのがあるので、そういう流れをやらなければならないですね。

(佐藤座長)

ありがとうございます。検証委員会とか第三者委員会とか言われるものについては、こういうやり方をしなければならないというようなルールが日本国内にある訳ではありませんので、その都度その状況に応じて各組織で作るという訳ですが、今回の進捗管理委員会

は、検証委員会の最終報告を受ける形で集中見直し期間の改善を見るというところだけは決まっている訳ですけれども、それを県と進捗管理委員会が一緒になってやっていることでここまできている訳ですが、その文書の記載の仕方とかですね、文書の主体が誰かというのは、その都度うるさく詰めてやってきたという訳ではないので、その必要もなかったということなのですが、2年目3年目になりましてですね、委員の皆さまもお時間をお取りいただいているいろいろとご足労いただいたことでもありますので、委員会としての意見を少しまとめてということの必要が出てきたのかなという風に思っておりますので、そういうことをちょっと取りまとめて、県に逆らうつもりはないんですけれども、委員会としての意見も少しまとめてようかなと思いますので、今後公式な意見、というより進捗なんですけれども、よろしくお願ひします。

○資料3、別冊資料1～2について説明

[非公開]

○資料4～5、三島委員提供資料について説明

〈委員討議〉

(事務局)

有期限利用なのですが、実は設置管理条例の方で、更生園は3年以内というのを入所の期間として定めているので、これはもう提案の中にありますがクリアできています。

(三島委員)

クリアできているんですか、ありがとうございます。もしそうでしたら、そちら文言に入れていただければすごくクリアになるかなと思います。

それからもう少し言うてしまうとですね、地域移行に関して担当部署を創設していく必要があると思うんですね。結局地域移行と言っているけれども、組織がないので施設長さんが兼任でやっている、片手間でやっているということでは良くないと思うので、それはやはり創設して、一生懸命やっているなという姿勢を見せる必要がある。それから地域対応がうまくいかなかったときはバックアップはきちんとするという、バックアップ機能も明記しておくとしてすごく新しい組織になっていくなという気はするんですけれども、そういった展望のある指定管理のあり方というのが期待されていると思います。

加えて、余計なことですが、ここに一応グループホームという言葉を入れていただいたというか、入っているのが素晴らしいと思うんですけれども、これでは1軒でも建てればグループホームを建てたことになってしまうので、やはりどのくらいかなど、具体的なものを出してもらってですね、今の現況をやはり半分くらいにするというのは、目標を可能にするようなとか、グループホームを作っていくとか、そういう文言を入れておかないと歯止めにならないというか、そんな気がします。

事務局から、有期限のことはクリアしていますということで、後は僕たちは進捗管理委員なので、一応そのあたりが欠けているのではないですかということ指摘させてもらうということでもいいのかと思っておりますけれども、それがクリアできないということであれば、これは私は反対したいなと思います。

(佐藤座長)

この資料は委員会に配られた資料なので公表資料ということでよろしいですかね？

(三島委員)

僕は公表ということで全然構いません。

もちろん、資料1の方の評価は皆さんのものではなく僕個人のもんです。

(佐藤座長)

では、委員提出資料ということで。

三島委員からいろいろとお答えいただきたいというご注文がいくつか出ていますけれども、今いくつか答えていただきましたが、他の分ももし何かあれば。

(事務局)

少人数ケアの具体的な方法とか、自己選択の尊重とか、そういったコンセプトの内容のご提案をいただいてチェックしていくという形にしたいと思います。

(三島委員)

僕が取り敢えず思うのは、今の入所型の施設ですと、僕の施設運営の経験からするとたぶん少人数のグループ編成はできないと思うんですよ、人員配置的に。一つの三、四人のところに職員が何人かついて、その上にまたマネージャーがいて、そういうものがバラバラで五つも六つもできるというのはたぶん考えられないというか、まあ考えられるのかもしれないんですけど、もしそれができるとすればあり得るのかなと思います。でもそれを作ったにしても山の中で作ることにすると、隔離という状況はクリアできないかなと。そうするとやはり、佐藤座長も以前言っていたように、地域でグループホームを作っていくのは話が何となく、そういう条件をクリアしていく方向になると思うんですね。

(佐藤座長)

三島委員のご意見を伺ってということで、他の委員のみなさんもお意見、ご質問があれば仰っていただければと。

(大屋委員)

大枠としては三島委員が仰ったことに賛成です。ただ工程というのがあると思うので、そこに至る工程というのは指定管理を受けたいという申請をされた方がちゃんと考えるということが必要になると思いますが、その最終的なゴールの目安を作るという部分においては今言われたことは基本的に賛成なんですね。それで、これ、一番最初にご家族の方からのご意見みたいなものがあって、現時点でいろいろとご心配をされている点が多々あると思うんですが、現時点においた状況については、支援自体が悪化している訳ではないと思うので、それは心配していない、将来において心配していると思うんですね、おそらくね。それって過去の経験からして、次に悪化したら困るという心配をしていると思うんで

すけれども、より良い方についている事例が世の中にはいくらでもあるということをご存じないということもあるので心配されているということなのではないかと思うんです。ご本人の選択の尊重というのはあるのですが、ご本人と言っても家族も全く無視するという訳にはいかないの、両方セットで選択できるような方法となると、一種の自己決定支援ですよ、自己決定支援するためには経験がないと支援の仕様がいないというか、こういうものがわからない訳ですから、それをどういう風に段取りを作っていけばそれを選んでいてくれる人が増えるのか、それで経験すれば選んでいく人が増えるはずだと思うんですよ。ですからその辺の段取りとしては、例えばですよ、施設の中、土地の中に取り敢えずはグループホームのようなものを建ててですね、それからその中で、一個でも良いから外に建ててですね、そういった段取りを作って半分くらいの方が最終的に移行していくというのは全然不可能な話ではないんじゃないかなという風には思うんですよ。一点、相馬理事長や各園の施設長やマネージャーにも伺いたいのですが、そういう一番最初のご家族がいろいろ心配だというようなことをもし職員が聞いたらですね、どういう風にみんな答えるんですかね？この参考資料の一番最後の19ページのいろんな、受け皿が整備されているとは思えないとか、職員がみんなそう思っているようでは先に進まないと思うんですよ。職員は少なくとも実績があるかは別にして、世の中にはグループホームやいろいろな行動障害とか、地域の中ですごく良くやっている部門が事例としてあるんだよと、いうことをまず職員が知っていなければ話にならないですよ。ですからそういう、施設にずっと残りたいという選択肢もあるかもしれないけれど、外に行くという、それによってより良い残りの人生を過ごせる可能性もあるんですよということを、職員の方がご家族の方に説明できるくらいの状況になっているんですかね？どうでしょうか。

(事業団)

そのあたりは、まだ十分ではないと思います。と言いますのは、職員自体が、移行された方たちがどういう暮らし方をしているのかということ、自分たちの目で確認をし、確かめるということの経験が、まだ全職員が体験をしていないということがあるような気がいたします。ですから親も職員も、いろいろな機会を捕まえて、そういう世の中で起きている一番新しい出来事、暮らし方を、やはり目と耳で確かめないと。それは私たち職員もそうですし、親や家族の方々も同じことだと考えております。

(大屋委員)

それについて、更生園施設長さん、どうですか？

(事業団)

移行された利用者の方は少ないですが、現に2年間、移行の方をして実際の生活を見てきたのですけれども、やはり直接見た職員というのは非常に少ないですね。ですからまず「知る」ということが必要だと思います。

(大屋委員)

ですからその、去年よりも今年の方が評価の方が少し下がっているというのは、

時間が経てば経つほどだんだん難しくなっていくかもしれないということですよね。若い職員がだんだん今の状況に慣れてしまうと、経てば経つほどそういうことは必要ない、もしくは今のままで良いという風に思われる方が増えていっているような印象があったんですよね、去年に比べて今年の方が。はっきり言ってですね。だからそれで点数が下がっているんですねたぶん、支援自体が下がっている訳ではないと思うんですけれども。その辺も含めて、三島委員が仰ったようなことをですね、実現できるような方法という、具体目標を、この具体目標も数値が先にあるのではなくて、本人の権利だとか、本人がより実際やってみたらこっちが良かったというようなことをですね、実現できるような算段を考えていただく、その工程を考えていただくと。そしてこの募集要項には最終的な、大体の目標みたいなものが入っているというような形だったら実現が不可能ではないと思うんですけれどね。全員をどこかに出せば良いと思うんですけれども、実際それはなかなか、はっきり言って難しいと思いますよ。なので大雑把にいうと半分くらいですね、半分と佐藤座長が前から言っているのはたぶん結構大雑把だと思うんですけれど、たぶん間違っていないですよね。大体それくらいじゃないかと思うんですよね。ですからそれは、数値目標みたいな感じの、金科玉条みたいな形でやるんじゃないでなくて、最終的にはそれくらいが妥当だよという工程を作るというような形で入れていただければありがたいなと私は思います。

（三島委員）

今の話で、施設の職員が地域のことをどう考えているか。地域が良いか、入所施設が良いかということになれば、やはり入所施設の職員は脅かされちゃうんですよ、自分の立場が。うちの方が良いんだと、絶対思いたいですよね。そういう意味で僕は、やはり拮抗する関係になってはいけないので、むしろ今の入所施設が非常に不安定なときにまず受け入れて、有期限で利用していく中で安定したので初めて地域に行けるんですよ、それで地域で万一不安定になったときは、大丈夫うちが受け入れる、そういう機能の見直しとか、終生ではなくて、有期限の中で地域型と施設型がお互い相互的な関係になっていくことで初めて前向きな姿勢になるのではないかという気がしているんですけれども、さっき早坂委員ともそんな話を少ししていたのですが、やはり施設の意味というのがあるんだと。でもやはり安定しない中で、いきなりグループホームは無理ですよという話があって、そういう意味では機能を見直すということも大事だと思うんですね。

（早坂委員）

どういう風に盛り込めるかわからないんですけれども、民間に行っていただくということだけがすべてではないと思うんですよね。例えば事業団さんが代宿とかをやっていた経験もあるんだと思うんですけれども、もう一度、本当に今更生園に住んでいる方たちがどうやったら幸せな時間を過ごせるのかということの中で、どんなものを準備したら、どんな暮らしを準備したらということを考えていく、さっき相馬理事長が職員がイメージできていないと仰ったんですけれども、自分のところの話で恐縮ですけど、第一号のグループホームをやるときにうちの職員はおそらく誰も地域の生活はイメージできていなかったと思うんです。だから一緒に作って一緒にやってみせるという動きがない限り、職員は施設という機能がこうあるとここにつながっていくんだというイメージはやはり実際作りに

くいののではないかと思うんですね。私は施設は本当に行動障害で一時期大変になってしまった方たちには救いの場所ではあるのだと思います。ただそれに甘んじてはいけなくて、というところの整理が必要だと思うし、そこで落ち着いたら次を、という提案は親御さんが引っ込みになります、安心するからだと思います。でもその先にこの人の人生があるよということを提案していくのも私たち事業所側の役割なんだと思うんですね。なのでそういう運営をしていく中での、民間に移せないからとかだけではなくて、自分たちがアクションを起こすということも前提条件の中にきちっと入れていく、それをやりながら民間で受けてもらうなどといったことももちろん並行してやっていくという風に。これは余談ですが、私はうまく機能が達成されると、長い時間そこにいることがどうかは別にして、養育園と更生園と外に出る流れという機能機能の仕組みで、もしかしたら時々連動ができる、養育園は養育園で別に考えるだけではなくても、できることも出てくるのではないかと勝手にイメージしているんですけど、なくてはならないことで今空中分解させることが現実的ではないと思うんですね。ただ、あるものをどう機能化させていくかという、仕組みと機能に対する意識というのが、この見直し進捗管理委員会に出させていただいているちょっと弱いのではないかと正直感じているところです。

(佐藤座長)

次期指定管理の方法がテーマなのですが、これまでの第三者検証委員会の最終報告との関係で達成できていないところがありますよというのは、まああるのですが、人数の問題もありますけれども、人数をどう半減しようかというのは数字だけを言っているのではなくて、そのことによって施設内での生活の改善を図ろうということなんですけれども、このことはなかなか目に見えた形では達成できていないというモニタリングの結果になっているのかなと、そんなところですね。今後それをどう展望していくのかという、今各委員のみなさんから出た意見はその展望がちょっと見えないねということが心配になっていると思うのですが、その中で三島委員は次期指定管理のこういう提案の仕方には異議があるという、ご意見を述べられたわけですが、特に今日のご説明の中で出ているのは、さっきからの議論で言いますと、ケース的には27ページにある見直し進捗管理委員会の過去のモニタリングということなんですけれども、さっきの議論によると県のモニタリングというだけなんです。見直し進捗管理委員会も協力をしているモニタリングということにしないと間尺に合わないと思いますけれども、それは表現上の問題として、緊急対応体制として見直しを続けたところから脱却しましたという風に言って公募ですよということで良いのか、あるいは三島委員の意見はここは良いんだけど公募でいろいろと条件を付けた方がよいよということですか？

(三島委員)

本音は僕も、今の状況を見ているとですね、いわゆる暴力的、身体的な虐待は絶対に起きないと思うんですよ。これだけ一生懸命やり込んでいるので。ただし、今住んでいる環境自体、あの中での生活自体はやはりネグレクトと言って良いような状況ですよ？建物の酷さとか、居住環境の悪さ、照明の薄暗い中でグループでダラダラという状況というのは僕からすると、広い意味での虐待ということになると思うんですね。そのことをや

はり改善しないといけないんじゃないかなと思いますね、一応の考え方です。だからもっとシビアな、ハードな虐待は当面は絶対に起きないと思います。非常に細かく見ていますしね。でもあの中でも生活したら人権侵害になっているんじゃないかな、さっきの写真じゃないですけどね。その視点は僕はあるのかなと思っています。あの中でずっと生活するのが良いんじゃないとはたぶん言い切れない、僕が実際にあそこで住んだらどうなのと言ったら、やめてもらいたいと思っていますね。そういうレベルの生活な気がします。

(村山委員)

一つは指定管理の方針、これは県が打ち出すものですよ？県として。事業団はここには関われない、手を挙げる方ですよ。県として、この更生園と養育園をこれからどういうものにしていくかという、県が改めて打ち出すものであってほしいと思うんですね。今までの流れだけに囚われて、今までずっと袖ヶ浦を運営してきた事件が起きました、そこで運営に関して第三者検証委員会が設置されて、少しでも今いる方々の暮らしが良くなるような改善を提案しながらモニタリングをしてという形で、事業団の努力ももちろんありながら少しずつ改善は見られているという、まあ改善が見られていないところもたくさん見えているんですけども、それでその流れはその流れであって、県が更生園をどうするかというのはここで改めて考え直す必要があるのではないかと思います。それが、更生園がいろいろな地域で受け入れられなかった方を受け止め、行動障害のある方の生活の改善をし、できる限り地域生活に移行していくという、そういう条件にいつまでも拘っていたらまるっきり変わらない、というのが感想ですね。私などは親として育成会とか、地域の支援を作るところにいろいろ関わってきた中でいうと、事業団のトップの方も、もちろん県もそうですし、現場の方も、まずは地域生活できることを先に考える、それが当然、普通の生活、そこは職員もわかっていることがまず第一で、それが現状サービスがなかったり、いろいろな家庭の状況があって、取り敢えずの場として入所という枠組みで受けていて、必ず元の生活に戻していくという役割は入所と、やはり今は考えられていますけれども。入所の職員たちは入所ありきで、入所でしか暮らせない人を受け入れて頑張って支援しているという、ちょっと思い違いがあって、その発想転換をきちんとしない限りは変わらないので、できればそのモデル的なところを県がきちっと更生園、養育園で打ち出してやっていくというのが新しい道ではないかと思っています、そのモデル的なことをやって県内の民間の法人さんは入所をやっていろいろ思ったりしていますが、法人が県が打ち出したものを見習って、改めて地域の事業者の役割をちゃんと実践していくみたいな流れを作っていたきたいという、その良いきっかけとしてきちんとした理念を打ち出した袖ヶ浦福祉センターの運営を、というように思っているのですが、非常にハードルは高いだろうと。その辺も考えていただきたいと思っています。

(金子委員)

今村山委員が仰ることを十分理解した上でなのですが、本来袖ヶ浦福祉センター、事業団として求められる機能等があって、ただ地域に戻すと言っても新たな形でですね、新たな生活の形をもう一度組み立てていくという役割があったかと思うのですが、それはなかなかこれまでできなかった、何がネックになってきたのかということについて、新たな指

定管理の方針について県が当然決めていく、責任主体が県であるというのは間違いないのですが、袖ヶ浦福祉センター、事業団側からの提案というか意見というか、そういったことをすり合わせる機会というのは今まではあったのでしょうか？そういうことも必要な印象を受けるんですね。今、私もモニタリングにお邪魔しましてですね、安心して、安全に暮らすという意味では非常にきめ細かな対応をとっていらっしゃると思うのですが、より豊かな利用者さんの暮らしを確保する、それも地域場でそれを確保していくという際に、今のハードの中で、先ほど三島委員からのご意見を私も拝聴しているのですが、事業団さんとしても自ら問題として感じていらっしゃる場所ってたぶんたくさんあるんじゃないかと思うんですね。それは職員の方から直接いろいろご意見を聞くときにも、職員としてなかなか目標を見出しにくい現状にあるということも、印象として受け止めたんですね。今後の事業団のあり方や機能等を考えていく際に、当然今まで長きにわたって運営している中で、意見が相当出てきたと思うんですね。それが今までどういう形で反映されてきたかということがわからないのですが、そういう取組みもあって良いのかなと感じました、これは感想ですが。

(佐藤座長)

これは今日、案については粗々決めなければいけないということでしたっけ？三島委員のご意見としては要件をいろいろと作るということでしたね。

(事務局)

いただいたご意見は、今後、要項の中に盛り込んでいく予定で考えています。

(佐藤座長)

募集はいつやるのでしたっけ？

(事務局)

今年の4月からの予定です。

(佐藤座長)

そうしますと、次回の進捗管理委員会では公募の実際の要項が出てくるということでしょうか？

(事務局)

そうですね。

指定管理については、先ほどちょっと大屋委員が触れられましたけれども、ここで全て決まるという訳ではなくて、これから公募というステップに進みます。すると当然公募要項ができますし、期間をおいて、公募ということであればいくつかの応募者から提案をいただきます。そのいただいた提案について、今度は審査をする訳です。今日、三島委員からいろいろ方法論のお話とか、基本的なコンセプトのご意見をいただきましたので、それらは募集要項を作成する段階、あるいは審査の段階、それぞれの中で大事な項目として検

討していきたいと。今の段階では資料でお示ししたとおり、公募で進めたいということと、分割してやりたいということ、それから診療室の件についてはこういう形で指定管理の中で進めたいということについて、まずご理解をいただければというところで、今後指定管理者を決定するプロセスの中でですね、三島委員からいただいた意見については重要な要因として、位置づけていきたいと考えています。

(三島委員)

僕の考えはですね、そういう細かい方法論の中にそうした文言が盛り込まれていなくて、なぜ指定管理という制度を千葉県は使うのかという、まず前書きがあると思うんですよ。必要性、理念、そこを述べて初めてこの指定管理をお願いするんだという組み立てにならないといけない、その中に基本的なコンセプト、虐待を防ぐための基本的なコンセプトを盛り込んでいくことが一番大事で、これは日本全体に対してのメッセージで、千葉県はこういう感じで指定管理をやっていくんだということになると、すごくフレッシュになると思うんですけど、方法論を持ち出して端の方に、グループホームはちゃんと5軒作ることとか、有期限だとか、そういう話がちょこちょこ載っているのでは、やはりそういうことをあまり考えていないんだなという話になってしまいますね。ですから僕はやはり最初にこうした文書の冒頭に指定管理の意義とか、役割とか、理念とかを持ってくる必要があると。僕は最初にもそう説明したんですけどね、ごめんなさい。

(大屋委員)

つまりこの、25ページ一番上に書いてある分割で指定管理を行うときの診療室の扱いが更生園に何となくくっ付いているような感じは、私は賛成なんですね。この指定管理の全文ということに関していうと、先ほどの繰り返しになりますが、本人の権利擁護、その中でも自己決定というか自分の意思決定を最大限尊重するような居住の場を作っていくというような、その流れの中で先ほど三島委員が仰ったようなことが具体的になってくるんだと思いますが、利用者の権利、まあ家族も含めてですが、が自分たちで決められるような選択肢を作っていくみたいなですね、そういうものはぜひ入れてもらいたいなと思っています。それによって本人を尊重する、また虐待防止にもつながっていくというメッセージを出せるんじゃないかと思うんですけども。

(佐藤座長)

そうしますと、細かな項目はともかくとして、大枠として公募という形でやるとしても、今の事務局の説明だとその大枠を今日決めれば、後は今日出てきている資料4の文案を、例えば最初のところの方針の概要というところに、三島委員の思いというか、狙いというか、今後の方針みたいなところでそれを組み入れていくということはなお時間的には可能だということですかね？これがそのまま文書でもう今日決まってしまうという、そういう話ではない？

(事務局)

はい、ご意見を受けまして少し修正させていただきまして、ご覧になっていただいと

いうように思っています。

(佐藤座長)

ということで、これを端の方ではなくて前の方に書くということも可能なようですが？

(三島委員)

そうですか。僕はそれを千葉県のためにも入れた方が良くと思うんですね、個人的な意見ではありませんので。

(佐藤座長)

それでは、そういう修正をなお残していくということで、両方分離して両方公募という方法で、ということだと、私以外の委員の方々は異存がないということですね。まあ、両方公募にしたい訳ですよ。ではそういう形で、大枠としてということで、分離をして次期指定管理については公募でやる、このいわゆる基本的な仕組みとか位置づけ、立て付けは進捗管理委員会としても了承しましたという、そういうことでよろしいですかね。なお文案については、大幅に、いろいろ委員から意見が出たということで、それを盛り込んでいただきたいということでよろしいでしょうか？よろしいですね。では、この点はそのようにさせていただきたいと思います。何かありますでしょうか？なお、三島委員から出たご質問に対しては回答の努力をしていただくということで。

(2) その他

〈委員討議〉

(三島委員)

社会福祉事業団の今後のあり方というのがありますよね、これは事業団のあり方と指定管理のあり方はちょっとリンクしている部分があるのですが、昨日文書を検索していたら千葉県の発達障害関係の会議があって、その中で、指定管理者制度というのは非常に危ない制度だと。つまり指定管理をやってお金をもらっているいろいろと準備をしたら、5年経って指定管理者から外れてしまったら今度それを運営できなくなってしまう、梯子を外されてしまう感じになる、非常にリスクの高い制度だという話があってなるほどなと思ったのですが、そういう意味では一回指定管理をすると、なかなかやめにくいところはあるのかな、指定管理という制度を今後どうやって位置づけていくのかということがあるのかなと。そうするとやはり、どうしても袖ヶ浦の役割はずっと同じじゃないと信義則に反する、のようになってしまって、今までやってきたのに外されてしまったとなると職員の雇用はどうなるのかということにもなってくると思うんですけど、それはどうなるんですか？なかなか難しいところではあると思うんですけど。

(事務局)

県でできる制度は指定管理者制度と、あともう一つは直営という形かと思えますけれども、位置付けというと県立で作って指定管理でやっていただいている形ではあるんですけども、可能性としては一定期間後に譲るという方向もない訳ではないというところで、

現時点では指定管理という制度ですね。

(佐藤座長)

経営のあり方、指定管理でやるのかどうかというものと事業団のあり方については引き続き検討する、今日のご案内、そういう内容でしたけれど、これも次回を含めてまた検討していくということになりますね。

(早坂委員)

変な話ですけど、事業団がやってきた自主事業は全部民間に移譲しまして、これで民間と競合して事業団が指定管理をとれなかったというようになると事業団は事業がないということになるんですよね？そうするとそこで働いていた職員の方たちとかはどうなるのでしょうか？

(事務局)

法人格が危うくなるというのがまず一つと、もう一つは職員の部分ですけど、職員の部分は公募の条件に今いる職員の雇用とか、そういったことを他の法人さんには条件に入れようかと考えております。

(佐藤座長)

それもいろいろ検討した上で公募という条件でやるという、そういう回答ですね。

(大屋委員)

絶対に答えられない質問で申し訳ないのですが、今後の指定管理料というのは大体どれくらいになるのでしょうか？大雑把で良いのですけれど。桁が一桁下がるとか、そんなことはないですよね。

(事務局)

今が大体7億4千万円くらいなんですけど、それが更生園と養育園に分かれてどういう風になるかというのは、ちょっと詰めていかなければいけません。

(佐藤座長)

今の額は年間ですよ？

(事務局)

年間です。

(大屋委員)

ですからそれが民間移譲ではないかもしれないけれど残念ながら年々下がっていきますよというのは予め公募条件に入っていれば、それはそれで頑張ってもらうしかないですよ。

(事務局)

更生園の場合は利用者が減っていくというがあるので、それを含んで指定管理をどうするかというのをちょっと検討します。

(大屋委員)

1年だけじゃなくて、今後どうなるかがある程度わかっていないと困っちゃいますよね。

(事務局)

一応募集要項の中には5年間の管理料の参考金額みたいな形で示すつもりです。

(佐藤座長)

5年間の間に何をやってもらうかによってちょっと変動しますよね？地域移行をどんどんやってくれるというんだったらそのための手順もいろいろとかかりますし。定員が減るから減らすという、そういう単純な話でもなさそうですし。

第11回見直し進捗管理委員会（平成29年1月17日）

その他の意見概要

※ 個人情報や確定前の情報を含む内容は非公開で審議しているが、支障の無い範囲で意見の概要を公表してほしいという委員の御意見をうけて、非公開で審議した部分の意見の概要を公表するもの

テーマ	意見
P Sについて	－（個人情報に係るもの）